

核兵器禁止条約への参加を求める意見書

去る7月7日、ニューヨークの国連本部で、核兵器禁止条約が圧倒的多数の賛成で成立した。広島・長崎への原爆投下から70年以上を経て、ついに核兵器を禁止する条約が成立したことは、核兵器廃絶に向けた画期的な前進である。条約には国連加盟国(193カ国)の3分の2近くに及ぶ122カ国が賛成し、100以上の市民団体も交渉に参加した。議長を務めたコスタリカのエレン・ホワイト氏も「広島・長崎の被爆者や核実験の被害者も重要な役割を果たした」と高く評価している。

一方、アメリカやイギリス、フランス、ロシア、中国など核保有国は条約に反対し、「核の傘」の下にある約40カ国の政府も交渉に参加しなかった。アメリカ、イギリス、フランスは、条約成立後の共同声明で、この条約は「北朝鮮の核開発計画という深刻な脅威に解決策を示さない」として、核抑止政策と矛盾し、むしろ安全保障の環境を損なうなどとして条約に対立する姿勢を示した。日本の別所浩郎国連大使は、「日本は核保有国と非保有国が協力する中で核兵器のない世界を目指している」「この条約交渉は、そうした姿で行われたものではない」として、「日本は署名しない」と明言している。

確かに核兵器保有国の参加を得て、条約が実効性をもつには困難が予想されるが、核兵器の非人道性を身を以って体験した日本は、核の傘の下で条約に背を向けるのではなく、核兵器禁止条約の立場に立って粘り強く核兵器保有国を説得する役割を果たすべきである。

よって下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 核兵器禁止条約に参加すること。
- 2 それまでの間は、オブザーバーとして締約国会合及び再検討会に参加すること。
- 3 核保有国と非保有国の橋渡し役として、政府が準備している双方の有識者による「賢人会議」開催などを通して、核廃絶への具体的な歩みを強力に推し進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

広島県庄原市議会